

令和 8 年度リノベーションまちづくりプレイヤー育成業務委託
公募型企画提案募集要項

1 趣旨

本要項は、令和 8 年度リノベーションまちづくりプレイヤー育成業務委託について、公募型企画提案を募集するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 公告日 令和 8 年 8 月 28 日（金）

3 業務委託者

（1）業務委託者：静岡県東部地域局長 山田 司

（2）執行部署：静岡県東部地域局地域課

〒411 - 0055 沼津市高島本町 1 - 3

電 話 055 - 920 - 2139

メール toubu-chiiki@pref.shizuoka.lg.jp

4 業務概要

（1）業務の名称

令和 8 年度リノベーションまちづくりプレイヤー育成業務委託

（2）事業の目的

県は、少子化や首都圏への人口流出の影響で増加する空き家・空き店舗等を地域の資源として捉え再生させる「リノベーションまちづくり」を推進しており、これには、地域全体の不動産活用やエリアマネジメントを担う民間事業者である「現代版家守」が欠かせない。

本業務は、リノベーションまちづくりの中核を担う「現代版家守」を目指すプレイヤーの育成を目的として、県東部地域で空き家・空き店舗等を活用する事業者等を対象としたワークショップ及び交流会を実施するものである。

（3）業務内容

別添「令和 8 年度リノベーションまちづくりプレイヤー育成業務委託仕様書（案）」のとおり

（4）契約期間

契約日から令和 9 年 3 月 12 日（金）まで

（5）契約方法

本件契約は、公募型企画提案方式による企画提案書に基づき最優秀企画提案者を選定し、当該提案者と提案内容に沿って契約内容の協議、調整を行い、契約を行う随意契約（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 号の 2 第 1 項第 2 号該当）とする。

（6）契約限度額

1,200 千円以内（税込）

※限度額を超えたものは失格とする。

5 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２）まちづくりプレイヤーに対する、リノベーションまちづくりをテーマとした研修・ワークショップ等の実施実績が十分にあること。
- （３）国又は地方公共団体との契約に関して入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- （４）都道府県税（法人事業税及び法人都道府県民税）を完納していること。
- （５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （６）静岡県暴力団排除条例第 6 条第 1 項の規定により、次のアからキに該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 スケジュール・提出書類

- （１）スケジュール

内 容	日 程
公告（参加受付開始）	令和８年８月２８日（金）
質問受付期限	令和８年９月４日（金）
質問回答	令和８年９月９日（水）
企画提案応募申込書の期限	令和８年９月１１日（金）
企画提案書の提出期限	令和８年９月１８日（金）
企画提案（プレゼンテーション）	令和８年９月２８日（月）
選定結果の伝達	令和８年９月２９日（火）

（上表の日程について、応募状況により変更する場合があります）

（２）質問の受付及び回答

質 問 方 法	様式７を期日までに「10 提出先」にメールで提出
受 付 期 間	令和８年９月４日（金）午後４時まで
回 答 方 法	令和８年９月９日（水）までに応募者全員にメールで回答する。 ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

（３）企画提案応募申込書の提出

提 出 方 法	様式１を期日までに「10 提出先」にメールで提出
受 付 期 間	令和８年９月１１日（金）午後４時まで
そ の 他	・企画提案応募申込書の提出後、辞退を希望する者は、様式２を「（４）企画提案書の提出」に記載の期限までに提出すること。 ・書類提出後、その旨を「10 提出先」に電話で連絡すること。

（４）企画提案書等の提出

企画提案応募申込書を提出した者（辞退届を提出した者を除く。）は、期日までにすべての書類を提出すること。

企画提案書等提出方法	以下の書類（PDF形式）を期日までに「10 提出先」にメールで提出 ・企画提案書（表紙）（様式３） ・提案内容の概要（様式４） ・企画提案書（任意様式） ・過去の業務実績（様式５） ・会社概要（パンフレット等） ・納税証明書（本社等所在地の法人都道府県民税に未納がない証明） ・見積書（経費の総額とその内訳を記載すること） ・企画提案応募に係る誓約書（様式６）
受 付 期 間	令和８年９月１８日（金）午後４時まで

企 画 提 案 内 容	企画提案書は、別添「令和8年度リノベーションまちづくりプレイヤー育成業務委託仕様書（案）」を参考に作成すること。
様 式 等 の 入 手 方 法	静岡県ホームページからダウンロードすること。 https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/1072932/1085190.html
留 意 事 項	・書類提出後、その旨を「10 提出先」に電話で連絡すること。 ・企画提案に係る一切の経費は、応募者の負担とする。 ・企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。 ・提出された応募書類は返却しない。（辞退の場合も同様） ・提案書は一提案までとする。（複数の企画提案は認めない。） ・なお、静岡県情報公開条例により、情報開示の請求を受けた場合には、開示の対象となる場合がある。

7 業者選定

（1）選定方法

- ・プレゼンテーションの内容を踏まえ、「令和8年度リノベーションまちづくりプレイヤー育成業務委託企画提案選定委員会」が、最も優秀な提案者を随意契約の候補者として選定する。
- ・なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後、候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続を行うものとする。

（2）プレゼンテーション審査

以下のとおり、プレゼンテーション審査を実施する。

日 時	令和8年9月28日（月）
方 法	・対面で実施する ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする ・集合時間や場所の詳細は参加者に別途通知する。
提案時間	30分（説明時間：15分 質疑応答：15分）

（3）評価基準

「令和8年度リノベーションまちづくりプレイヤー育成業務委託企画提案選定方法」に記載の評価項目及び評価基準のとおり。

（4）欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 契約限度額を超えた場合
- イ 応募期間を過ぎて提案書が提出された場合
- ウ プレゼンテーションに欠席又は遅れた場合
- エ 不正行為（提出書類への虚偽記載等）が認められた場合

オ 評価の公平性を害する行為があった場合

カ 企画提案する内容に漏れがあった場合

(5) 選定結果の伝達方法

令和8年9月29日(火)までに、辞退者を除く全ての提案者にメールで通知する。

8 経費の計上

本業務の対象とする経費は、本業務の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には下表のとおりとする。

経 費 項 目	内 容
人 件 費	本業務に従事する者の作業時間に対する人件費
旅 費	本業務を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会 場 費	本業務を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝 金	本業務を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に参加した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備 品 購 入 費	<u>本業務では対象外</u> パソコン等や税込み10万円以上の機械・機器等を調達する必要がある場合は、事業実施期間内の所有権移転外リースやレンタルにより調達すること。
(借料及び損料)	本業務を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消 耗 品 費	取得価格が税込み10万円未満のもの。ただし、パソコンやタブレットは、取得価格に関わらず備品（対象外）となるため留意すること。
外 注 費	受注者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の業務者に外注するために必要な経費（請負契約）
印 刷 製 本 費	本業務で使用するパンフレット・リーフレット、業務成果報告書等の印刷製本に関する経費
補 助 職 員 人 件 費	本業務を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
そ の 他 諸 経 費	本業務を行うために必要な経費のうち、当該業務のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの
再 委 託 費	発注者（静岡県東部地域局）との取決めにおいて、受注者が当該業務の一部を協力会社等に行わせるために必要な経費

一 般 管 理 費	本業務を行うために必要な経費であって、当該業務に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、本件契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費
-----------	---

9 その他

- (1) 本企画提案競争に参加するために要した費用は、参加者の負担とする。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本円に限る。
- (3) 契約保証金は免除する。
- (4) 契約の締結は契約書による。
- (5) 業務委託候補者選定後、契約を締結するが、選定された企画提案の内容は、契約限度額の範囲内で協議の上、修正をする場合がある。

10 提出先

書類の提出先は下表のとおりとする。

担 当 課	静岡県東部地域局地域課（担当：中村）
住 所	〒410-0055 沼津市高島本町1－3（静岡県東部総合庁舎2階）
電 話	055-920-2139
メー ル	toubu-chiiki@pref.shizuoka.lg.jp

(様式1)

企画提案応募申込書

令和 年 月 日

静岡県東部地域局
局長 山田司 様

所在地
名 称
代表者

下記業務の企画提案に参加します。

記

- 1 業務名 令和8年度リノベーションまちづくりプレイヤー育成業務委託
- 2 発行責任者等

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	電話番号	
	Email	

職名及び所属は記載該当がある場合

(様式2)

辞 退 書

令和 年 月 日

静岡県東部地域局
局長 山田司 様

所在地
名 称
代表者

下記業務の企画提案について参加を表明しましたが、辞退いたします。

記

1 業務名 令和8年度リノベーションまちづくりプレイヤー育成業務委託

2 発行責任者等

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	電話番号	
	Email	

職名及び所属は記載該当がある場合

3 辞退の理由（任意記載）

(様式3)

企 画 提 案 書 (表紙)

令和 年 月 日

静岡県東部地域局
局長 山田司 様

所在地
名 称
代表者

下記業務の企画提案書を提出します。

記

1 業務名 令和8年度リノベーションまちづくりプレイヤー育成業務委託

2 発行責任者等

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	電話番号	
	Email	

職名及び所属は記載該当がある場合

(様式4)

提案内容の概要

- 1 事業全体の実施体制（人員配置を含む）。
- ※ 業務責任者の氏名・所属・経験年数は、必ず記載してください。
- ※ 図を用いる等により、作成してください。

2 企画提案内容等

項 目		提案内容の概要（ポイントのみ記載）
①実施方針		
②運営体制		
③企画内容	ワークショップ受講者及び交流会参加者の募集について、受託者が有する人的ネットワークを活用するなど、東部地域全体から広く募集する工夫があるか	
	ワークショップの内容について、受講者がまちづくりにおける家守の役割・価値・戦略等を理解でき、家守への興味・関心を向上させる工夫があるか	
	交流会の内容について、参加者同士のコミュニティ形成を促進させる工夫があるか	

(様式5)

過去の業務実績

※過去に実施した又は現在実施している同種・類似業務について、実績を記載

実施年度	事業の名称	事業の内容

※パンフレット等事業がわかる資料の添付可

※少なくとも1件以上について、業務実績が下記に該当していることが確認できる資料（パンフレット・仕様書など）を添付すること

(様式 6)

企画提案応募に係る誓約書

令和 年 月 日

静岡県東部地域局
局長 山田司 様

所在地
名 称
代表者

印

下記の全ての事項を誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 まちづくりプレイヤーに対する、リノベーションまちづくりをテーマとした研修・ワークショップ等の実施実績が十分にあること。
- 3 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4 都道府県税（法人事業税及び法人都道府県民税）を完納していること。
- 5 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 6 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- 7 提出書類の内容については、事実と相違ないこと。

(様式7)

令和8年度リノベーションまちづくりプレイヤー育成業務委託

質 問 書

質 問 者	会社名	
	連 絡 先	担当者名 TEL E-Mail FAX
質問内容		